

船橋市立学校における働き方改革推進計画

1 目的

教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにすることを目的とする。

2 本計画の位置づけ

本計画は、千葉県教育委員会より出された「学校における働き方改革推進プラン」により、市町村教育委員会による行動計画の策定及びその取組の促進を受けて、船橋市立学校が業務改善を図り、教職員の労働時間の短縮を推進し、その取組を進めることができるよう策定した行動計画である。

なお、本計画については、達成状況を検証しながら、必要に応じた見直しを図っていくこととする。

3 本県の実態

(1)「教員等の出退勤時刻実態調査」から

千葉県教育委員会が平成30年度から全ての県立学校及び市町村教育委員会を対象として実施している「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果は以下のとおりである。

令和2年度から「在校時間」から自己研鑽等の「業務外の時間」を差し引いた「時間外在校等時間」について調査することとしている。

1月当たり正規の勤務時間を80時間超えて在校している教職員の割合については、いわゆる「過労死ライン」に該当する職員については、令和4年度に引き続き令和5年度も減少傾向にある。(表1)

(表1) 教諭等の1月当たりの正規の勤務時間が80時間を超えている者の割合

調査時期	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
R5.11月	2.7%	17.7%	2.1%	5.1%	0%
R4.11月	4.4%	20.5%	10.6%	5.9%	0%
R3.11月	6.2%	26.6%	24.8%	6.3%	0%

月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合について、全校種の平均が34.9%だった。全体的に45時間を超えて業務する教諭等の割合が減少したことについては、業務改善に向けての取組や意識の向上による結果と推察する。(表2)

(表2) 教諭等における1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える者の割合

調査時期	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
R5.11月	39.9%	53.7%	46.1%	26.8%	8.2%
R4.11月	47.0%	58.9%	56.3%	29.3%	10.1%

(2)「教職員の働き方改革に係る意識調査」から

抽出した70校を対象とし、千葉県教育委員会が平成30年度から実施している「教職員の働き方改革に係る意識調査」における「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」及び「勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合」は令和2年度までは上昇傾向にあったが、令和3年度以降は低下している。(表3) 目標値に対し、十分とは言えない状況である。

また、令和3年度から市内全公立学校で実施している「教職員の働き方改革に係る意識等調査」において、令和5年度の結果は、「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」は74%であり、県調査と比較し10ポイント高く、「勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合」は78%であり、県調査と比較し1ポイント高い結果となっている。(表4)

(表3) 県調査「教職員の働き方改革に係る意識調査」

調査時期	子供と向き合う時間を確保できている	勤務時間を意識して勤務できている
R5.12月	61%	76%
R4.12月	64%	76%
R3.12月	64%	79%
R2.12月	71%	84%
R元12月	66%	75%

(表4) 市調査「教職員の働き方改革に係る意識等調査」

調査時期	子供と向き合う時間を確保できている	勤務時間を意識して勤務できている
R6.3月	72%	77%
R5.3月	74%	78%

4 本市の目標

業務量の適切な管理等に係る取組を推進し、原則として、条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が、1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないようにする。

(1)「学校職員の勤務時間等に関する規則」で定める業務量の適切な管理について

○1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

○1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

○1か月の時間外在校等時間100時間未満、

○1年間の時間外在校等時間720時間以内

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6月まで)

※「在校等時間」について

文部科学省の指針では、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象としている。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間等を加え、休憩時間や正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間を除いた時間を「在校等時間」としている。

上記の在校等時間については、規則に定められた時間の範囲内であることを求めるのみであってはならず、「業務分担の見直しや適正化」、「必要な環境整備等の取組」を十分に講じた上で、目標の達成を目指していくことが重要である。

そこで、令和3年11月に実施した『学校における働き方改革推進プラン』取組状況調査の結果を踏まえ、教育委員会において23項目、各学校において26項目の推進すべき具体的取組を示し、着実な実施を促すことで、在校等時間の遵守を図ることとした。

(2)教職員の意識改革について

学校における働き方改革は、単に教職員の在校時間を短縮すれば良いというものではない。規則に定められた時間の範囲内であることの形式的な遵守が行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、家に持ち帰って業務を行う時間が増えたりすることを意図するものではない。

また、これまで学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくためには、教職員の業務量を減らすという業務改善の側面とともに、教職員一人一人が、「子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする。」という働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つという、教職員の意識改革との両輪で進めていくことが必要不可欠である。

そこで、「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」及び「勤務

時間を意識して勤務できている教職員の割合」の向上を図るため、令和5年度までの2年間に達成すべき年度別の数値目標を以下のとおり設定し、段階的引き上げを目指す。

5 取組の方針

計画策定・組織的対応

(1) 方針及び行動計画等の取組の徹底及びフォローアップ

業務改善・意識改革

(2) 業務改善の推進

(3) 部活動の負担軽減

(4) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

連携

(5) 学校を支援する人材の確保

(6) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

6 取組の検証・改善

市教育委員会は、県教育委員会の調査や勤務実態整理簿等により、進捗状況を把握するとともに、「学校における働き方改革推進会議」を中心に、学校現場からの意見等も聞きながら、取組の検証を行っていく。

また、検証を踏まえた新たな取組の追加及びこれまでの取組の見直しなど、計画の改定を適宜行っていく。

7 教育委員会の取組

(1) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

①業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れる。

②学校職員が参加する研修会や会議等及び市町村教育委員会への説明会や会議等で積極的に推進を図る。

・校長会議や校長研修会、副校長・教頭会議、学校訪問、所長訪問、課題別訪問、総合教育センター主催の研修会等

③方針及び行動計画について、達成状況を調査等で把握し、継続的に検証・見直しを図る。

・市独自のチェックリストを作成し、実施する。

④学校における働き方改革に向けての優れた取組等を、各学校へ紹介し、広めていく。

⑤「業務改善」及び「意識改革」に向けた取組状況を、校長の人事評価の面談等において必ず評価し、適切なフォローアップを図る仕組みを構築する。

- ⑥教職員の時間外在校等時間の上限等に係る方針を「船橋市立小学校及び中学校管理規則」並びに「船橋市立特別支援学校管理規則」に反映する。

(2) 業務改善の推進

- ①時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定する。
- ②働き方改革に係る推進体制を構築する。
- ③業務改善目標を定め、業務改善のPDCAサイクルを構築する。
- ④ICTの活用を促進する。
- ⑤参考となる教材や指導案をデータ化して共有を図る。
- ⑥学校事務の共同実施の活用を図る。
- ⑦学校への調査等を整理・精選する。
 - ・学校教育部内において、提出書類の整理・精選を行う。
 - ・県教育委員会へ、提出書類の整理・精選を要望する。
- ⑧学校の各種研究会及び学校職員が参加する研修会等を整理・精選する。
 - ・全課において整理・精選を行う。

(3) 部活動の負担軽減

「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿って適切な活動時間や休養日等を設定し、活動方針を各学校のホームページに掲載することで保護者、地域に周知する。

(4) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

- ①ICTの活用により教職員の勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する。
 - ・令和元年12月実施
- ②教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問い合わせ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる連絡対応等ができるような体制を検討する。
 - ・令和3年4月留守番電話実施
- ③教育委員会として、学校閉庁日を設定する。
 - ・令和4年度から、夏季・冬季休業期間中に5日間で実施する。

(5) 学校を支援する人材の確保

- ①支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実を図る。
 - ・中学校のスクールカウンセラーにおいては、勤務時間数の増加を県教育委員会へ要望する。
- ②教職員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフの配置を促進する。
 - ・千葉県教育委員会へ増員を要望する。
- ③教職員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員等の学

校への配置を促進する。

- ・千葉県教育委員会へ要望する。

(6) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

①校外における事故等の対応について、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。

- ・連絡体制の作成のために、対応モデルを紹介する。

②教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解が得られるよう、PTA等に文書等により必要な要請を行う。

- ・教育委員会から保護者や地域あてへ文書を出し、学校をサポートする。
(勤務時間内の連絡への協力等)

③県教育委員会と市教育委員会は、学校の業務改善及び教職員の意識改革の取組について、連携を図り推進していく。

④保護者や地域の理解・協力を得ながら進められるよう、働き方改革に係る取組状況をホームページで公表する。

8 学校の取組

(1) 方針及び行動計画等の取組の徹底及びフォローアップ

①校長は、学校の重点目標・経営方針に、働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともに、PDCAサイクルを構築する。

- ・市独自のチェックリストを作成し、実施する。

②校長は、学校経営方針や目標申告の項目に、必ず「業務改善」の項目を設定し、働き方改革の具体的な成果が得られるような取組を推進するとともに、教職員一人一人の「意識改革」を図る。

③教職員は、校長が出した学校重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに、働き方に関する視点を盛り込む。

④校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価、学校関係者評価を実施する。

(2) 業務改善の推進

①校長は、学校行事や会議、打合せ等を思い切って見直す。

- ・「スクラップ アンド ビルド」の意識
- ・以前からある体験活動等の見直し（学習指導要領との関連）
- ・行事の練習・準備期間の短縮

②校長は、会議や打合せ等の効率化を図る。

- ・メールや校内共有フォルダーを活用した情報共有等
- ・配付パソコン及び校内ネットワーク等を活用した資料のペーパーレス化
- ・会議の開始時刻・終了時刻及び提案時間の設定

- ・ホワイトボード等を活用した定例打合せの効率化
 - ・会議や打合せの終了時刻の宣言
 - ・会議の進行についてタイムスケジュールを作成し、時間内に終了する。
- ③校長は、事務の合理化を図る（電子化等）。
- ・職員会議等の提案資料や指導案・電子教材等をフォルダーで共有
 - ・週案の電子化等
 - ・目標申告シートを活用し、学級経営案と兼ねる。
- ④教材費等学校徴収金は、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収とする。
- ・教職員が児童生徒から直接現金を集め、業者に支払うことがないような体制を整える。（校外学習等の集金）
- ⑤地域ボランティア等との連絡調整の際の学校側の窓口としては、副校長、教頭、主幹教諭等を地域連携担当と校務分掌上に位置付ける。
- ・学級担任等が、地域ボランティア等との連絡調整の学校側の窓口とならない体制を整える。
- ⑥学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。
- ・各委員会等の見直しを図り、効果的に機能する委員会等の統廃合を図る。
 - ・委員会等の構成員を考慮し、会議日を設け、委員会等を同時に開催する。

（３）部活動の負担軽減

- ①「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、活動方針を策定し、部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、運営を適切に行う。

※運動部活動の適切な活動時間及び休養日

○適切な活動時間

長くとも、平日の活動時間は２時間程度とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は３時間程度とする。

これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

○休業日の設定

平日に１日以上、週末に１日以上、少なくとも週当たり２日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休業日を振り替える。

長期休業中も上記に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

- ②校長は、週当たり平日１日及び土日に１日以上、部活動の「休養日」を設定するとともに、年間をならして、教職員が部活動ガイドラインに則った

活動時間を順守して部活動に従事するよう指導する。

③複数の職員で1つの部を担当する。(複数顧問の配置)

(4) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

①管理職は、ICTの活用により教職員の勤務時間を客観的に把握し、必要に応じ、指導・助言を与える。

②教職員は、月当たり正規の勤務時間を45時間を超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を12時間以内とする。なお、週休日である土曜日又は日曜日に業務に従事する場合は、月当たり正規の勤務時間を45時間を超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を調整する。

・「午前7時30分に出勤し、午後5時30分に退勤する」といった意識をつける。

③教職員は、週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする。

④校長は、会議や打合せ等が勤務時間外に及ばないように留意するとともに、会議の必要性も含め、見直しを検討する。

・会議や打合せの終了時刻の宣言を行う。

・会議の進行は、タイムスケジュールを作成し、時間内に終了するよう努める。

⑤校長は、時間外勤務の管理を適正に行うとともに、教職員の心身の健康に配慮する。

・出退勤時刻を確認する。

⑥校長は、特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける。

・定時退勤日を全職員一斉に実施している学校については、管理職がアラームセットを確実に行う。

⑦校長及び教職員は、長期休業期間中において、定時退勤に努めるとともに、夏季休暇や年次休暇の取得に努める。

⑧校長及び教職員は、長期休業期間中の土曜日・日曜日はできるだけ業務に従事しないようにする。

⑨校長は、連続した休暇の取得奨励の一つとして、職員一人一人が、週休日、休日等も活用しながら、1年に1度は1週間以上の連続休暇を取得するよう奨励する。

⑩校長は、教職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として、年次休暇の取得を奨励する。

(5) 学校を支援する人材の確保

校長は、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。

(6) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

①校長は、教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域住民等に適切に説明を行う。

・教育委員会からの通知をもとに説明を行う。

②校長は、校外における事故等の対応について、学校や家庭、地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。

教育委員会の取組 チェックリスト

※年度末の検証の際、各項目について達成できていれば○印をつけてください。

	取 組 内 容	チェック
1	学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定する。	
2	働き方改革に係る全庁的な推進体制を構築する。	
3	業務改善目標を定め、業務改善のPDCAサイクルを構築する。	
4	ICTの活用を促進する。	
5	参考となる教材や指導案をデータ化して共有を図る。	
6	学校事務の共同実施の活用を図る。	
7	学校への調査等を整理・精選する。	
8	学校の各種研究会及び学校職員が参加する研修会等を整理・精選する。	
9	「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、運動部活動の適切な活動時間や休養日等を設定する。	
10	「船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、文化部活動の適切な活動時間や休養日等を設定する。	
11	教職員の出退勤時刻をICTの活用により客観的に把握し、集計するシステムを構築する。	
12	教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問い合わせ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を検討する。	
13	教育委員会として、学校閉庁日を設定する。	
14	支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実を図る。	
15	教職員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフの配置を促進する。	
16	教職員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員等の学校への配置を促進する。	
17	校外における事故等の対応について、学校・家庭・地域及び関係機関との連絡体制の作成のための、対応モデルを各学校へ紹介する。	
18	教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解が得られるよう、PTA等に文書等により必要な要請を行う。	
19	県教育委員会と市町村教育委員会は、学校の業務改善及び教職員の意識改革の取組について、連携を図り推進していく。	
20	業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れる。	
21	学校職員が参加する研修会や会議等及び市町村教育委員会への説明会や会議等で積極的に推進を図る。	
22	方針及び行動計画等について、達成状況を調査等で把握し、継続的に検証・見直しを図る。	
23	学校における働き方改革に向けての優れた取組等について、各学校へ紹介し、広めていく。	
24	「業務改善」及び「意識改革」に向けた取組状況を、校長の人事評価の面談等において必ず評価し、適切なフォローアップを図る仕組みを構築する。	

学校の取組 チェックリスト

※年度末の検証の際、各項目について達成できていれば○印をつけてください。

	取 組 内 容	チェック
1	校長は、学校行事や会議、打合せ等を思い切って見直す。	
2	学校は、会議や打合せ等の効率化を図る。	
3	校長は、事務の合理化を図る。(電子化等)	
4	教材費等学校徴収金は、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収とする。	
5	地域ボランティア等との連絡調整の際の学校側の窓口としては、副校長、教頭、主幹教諭等を地域連携担当と校務分掌上に位置付ける。	
6	学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。	
7	「船橋市運動部活動の在り方に関するガイドライン」に則り、活動方針を策定し、運動部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、運動部活動の運営を適切に行う。	
8	「船橋市文化部活動の在り方に関するガイドライン」に則り、活動方針を策定し、文化部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、文化部活動の運営を適切に行う。	
9	校長は、週当たり平日1日及び土日に1日以上部の活動の「休養日」を設定するとともに、年間をならして、教職員が部活動ガイドラインに則った活動時間を順守して部活動に従事するよう指導する。	
10	複数の職員で1つの部を担当する。(複数顧問の配置)	
11	管理職は、教職員の出退勤時刻をICTの活用などにより客観的に把握し、必要に応じ、指導・助言を与える。	
12	教職員は、月当たり正規の勤務時間を45時間超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を12時間以内とする。なお、週休日である土曜日又は日曜日に業務に従事する場合は、月当たり正規の勤務時間を45時間超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を調整する。	
13	教職員は、週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする。	
14	校長は、会議や打合せ等が勤務時間外に及ばないように留意するとともに、会議の必要性も含め、見直しも検討する。	
15	校長は、時間外勤務の管理を適正に行うとともに、教職員の心身の健康に配慮する。	
16	校長は、特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける。	
17	校長及び教職員は、長期休業期間中において、定時退勤に努める。	
18	校長及び教職員は、長期休業期間中の土曜日・日曜日はできるだけ業務に従事しないようにする。	
19	校長は、連続した休暇の取得奨励の一つとして、職員一人一人が、週休日、休日等も活用しながら、1年に1度は1週間以上の連続休暇を取得するよう奨励する。	
20	校長は、職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として、年次休暇の取得を奨励する。	
21	校長は、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。	

学校の取組 チェックリスト

※年度末の検証の際、各項目について達成できていれば○印をつけてください。

	取 組 内 容	チェック
22	校長は、教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域住民等に適切に説明を行う。	
23	校長は、校外における事故等の対応について、学校や家庭、地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。	
24	校長は、学校の重点目標・経営方針に、働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともに、PDCAサイクルを構築する。	
25	校長は、学校経営方針や目標申告の項目に、必ず「業務改善」の項目を設定し、働き方改革の具体的な成果が得られるような取組を推進するとともに、教職員一人一人の「意識改革」を図る。	
26	教職員は、校長が出した学校重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに、働き方に関する視点を盛り込む。	
27	校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価、学校関係者評価を実施する。	